

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年12月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500282 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500081 号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年11月21日から令和4年11月21日に訂正し、令和2年11月から令和3年8月までの標準報酬月額を13万4,000円、同年9月から令和4年10月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

令和2年11月21日から令和4年11月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年11月21日から令和4年11月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における令和2年11月21日から令和3年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年11月から令和3年8月までの標準報酬月額については、15万円とする。

令和2年11月から令和3年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間②から⑤までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間②から⑤までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和2年11月21日から令和4年11月21日まで
② 令和2年12月7日

- ③ 令和3年7月5日
- ④ 令和3年12月6日
- ⑤ 令和4年7月4日

A社からの説明で、同社から届出された厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日に誤りがあったことを知った。A社は正しい資格喪失年月日に訂正する届出を行ったものの、請求期間の厚生年金保険の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録、B市から提出された給与支払報告書、A社から提出された請求者に係る異動届（退職願い）、退職願、個人別出勤簿及び賃金台帳並びに同社の事業主の回答及び事務担当者の陳述により、請求者が当該期間において継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、令和2年11月から令和3年8月までは13万4,000円、同年9月から令和4年10月までは16万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、令和2年11月から令和4年10月までの期間について、事業主は、令和6年12月25日（受付）に請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を誤って令和2年11月21日として届出を行い、さらに、当該期間における厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和7年1月24日に、請求者の資格喪失年月日を令和4年11月21日に訂正する届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料については、請求期間①当時に納付しているが、誤った喪失年月日を届け出たことにより還付されており、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち令和2年11月21日から令和3年9月1日までの期間について、賃金台帳により、当該期間の本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

したがって、請求期間①のうち令和2年11月から令和3年8月までの期間に係る標準報酬

月額については、賃金台帳により確認できる本来の報酬月額から、15万円とすることが必要である。

なお、請求期間①のうち令和2年11月21日から令和3年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②から⑤までについて、A社の事業主から提出された請求者の当該期間の賞与に係る賃金台帳により、請求者は、当該期間に同社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当初、請求期間②から⑤までの賞与の支払に係る届出が行われていたが、事業主は、当該期間について、令和6年12月25日（受付）に請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を誤って令和2年11月21日として届出を行い、当該期間に係る賞与の記録は取り消されたところ、さらに、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和7年1月24日（受付）に、請求者の資格喪失年月日を令和4年11月21日とする届出を行ったことから、当該期間に係る賞与の厚生年金保険料については、請求期間②から⑤まで当時に納付しているが、誤った喪失年月日を届け出したことにより還付されており、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

| 第1欄 | | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 |
|------|-----------|------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 請求期間 | 賞与支払年月日 | 賞与額に見合う 標準賞与額 | 厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額 | 厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額 |
| ② | 令和2年12月7日 | 5万7,000円 | 5万7,000円 | 5万7,000円 |
| ③ | 令和3年7月5日 | 6万9,000円 | 6万9,000円 | 6万9,000円 |
| ④ | 令和3年12月6日 | 7万8,000円 | 7万8,000円 | 7万8,000円 |
| ⑤ | 令和4年7月4日 | 6万9,000円 | 6万9,000円 | 6万9,000円 |